

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務
発 注 課	札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間158回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 当該団体は、長年にわたり本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきていること、また、全区において、さまざまな地域団体（子ども会、町内会、教育機関や地域企業等）及びボランティア（育成者、リーダー養成研修卒業生等）との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。 当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約といたしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決 定 日	令和2年 3月 10日
-------	-------------